平成２９年（フ）第５号
山形県西村山郡大江町大字本郷戊66番地
債務者　清野　由香
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番７―734号
債務者　丸山のぶ子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第７号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番７―734号
丸山のぶ子方
債務者　丸山　聡太
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１４５５号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本713
債務者　木村　知子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２０号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目718番地１
債務者　板垣　　卯
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４８号
さいたま市浦和区木崎５丁目34番26号　レジデンス木崎１Ｆ
債務者　花井　麻里
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２６号
埼玉県鴻巣市宮地１丁目９番26―602号
ローヤルシティ鴻巣弐番館
債務者　吉田　暁絵
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５７号
さいたま市岩槻区大字笹久保1739番地３
債務者　宮野　　功
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
さいたま市桜区田島５丁目23番10―307号、旧住所さいたま市桜区田島６丁目２番14号403
債務者　北村久美子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地１号棟202号
債務者　末永　　雅
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
埼玉県行田市持田３丁目３番５号　ワールドステイ一期の家　行田持田
債務者　田中　　弘
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５８号
新潟県南魚沼市小栗山1357番地　西ハイツドリームＡ　205号
債務者　藤本　英治
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
新潟県長岡市城内町３丁目５番地15　タウンコート城内403号室
債務者　横川　広志
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
堺市東区北野田1041番地　多田北野田マンション202号
債務者　富宅修太郎
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２２１号
北海道千歳市富丘４丁目５番13号　ベルウッド富丘101号
債務者　山﨑　大匡
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２２２号
北海道千歳市富丘４丁目５番13号　ベルウッド富丘101号
債務者　山﨑　春香（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７５号
札幌市北区麻生町６丁目10番12号
債務者　山崎　誠一
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部